

## 第三回 山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和2年2月28日（金曜日）13時半  
場所：山陽小野田市役所 2階 庁議室

<次第>

1 開会

2 議事

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

(2) その他

3 閉会

## F A X 送 信 票

<b>山陽小野田市</b>		<b>記者発表 (資料配布)</b>	令和2年2月28日	
宛先	記者各位		送付枚数 (本紙含む)	1枚
担当部(課)名		担当部(課)長名	担当者役職氏名	
学校教育課		下瀬 昌巳	主幹 高良 哲也	
件名	新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業について 送付枚数： 1 枚(本紙を含む)			
内 容	<p>昨日2月27日夕刻に、内閣総理大臣から、子供たちの健康・安全を考え、感染リスクにあらかじめ備える観点から、全国全ての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校について、来週3月2日から、春休みまで臨時休業を行うようにとの要請がありました。これを受け、下記のようにいたしますのでよろしくお願ひします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 臨時休業期間 令和2年3月2日（月）午後～令和2年3月26日（木）</li> <li>■ 対 象 市内全小・中学校</li> <li>■ 卒 業 式 感染拡大防止の措置をとり、参加者を抑え、規模を縮小し実施予定</li> </ul>			

FAX発信者：山陽小野田市地域振興部シティセールス課  
電話 (0836) 82-1148 FAX (0836) 83-9336

山 教 学 第 3 7 3 7 号  
令和 2 年 (2020 年) 2 月 28 日

市内各小・中学校長 様

山陽小野田市教育委員会学校教育課長

3月 2 日からの臨時休業について

このことについて、昨日 2 月 27 日夕刻に、内閣総理大臣から、子供たちの健康・安全を考え、感染リスクにあらかじめ備える観点から、全国全ての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校について、来週 3 月 2 日から、春休みまで臨時休業を行うようにとの要請がありました。全国的に新型コロナウイルス感染症に対応せざるを得ない状況です。

つきましては、その要請を受け、下記のようにいたしますので、各校において準備と指導をお願いいたします。

記

- 1 3月 2 日 (月) は、午前中のみの登校とします。(給食なし)
- 2 3月 2 日 (月) 午後から、3月 26 日 (木) までの期間を臨時休業とします。
- 3 家庭への連絡については、学校からメールや電話、家庭訪問によりお知らせします。  
休業中の課題については、おつて連絡します。
- 4 家庭での過ごし方については、学校で指導をお願いします。
- 5 卒業式は、卒業生 保護者 学校職員のみの参加者限定で実施します。

学校 教育 課 担当: 高 良  
TEL:0836-82-1201 FAX:0836-84-8691  
E-mail: gakkou@city.sanyo-onoda.lg.jp

○○学校保護者様

山陽小野田市立○○学校  
校長 ○○○○

### 3月2日からの臨時休業について

平素より本市教育の推進に御理解・御協力いただき、誠にありがとうございます。  
昨日2月27日夕刻に、内閣総理大臣から、子供たちの健康・安全を考え、感染リスクに、  
あらかじめ備える観点から、全国全ての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校について、  
来週3月2日から、春休みまで臨時休業を行うようにとの要請がありました。全国的に新型  
コロナウイルス感染症に対応せざるを得ない状況です。  
つきましては、この要請を受け、下記のようにいたしますので、御理解と御協力をお願い  
いたします。

#### 記

- 1 3月2日（月）は、午前中のみの登校とします。（給食なし）
- 2 3月2日（月）午後から、3月26日（木）までの期間を臨時休業とします。
- 3 家庭への連絡については、学校からメールや電話、家庭訪問によりお知らせします。  
休業中の課題については、おって連絡します。
- 4 家庭での過ごし方については、学校で指導しておりますが、保護者の皆様からも、お子  
様と話し合い、家庭のルールを作つていただくようお願いいたします。
- 5 卒業式は、卒業生 保護者 学校職員のみの参加者限定で実施いたします。

平3.1教義第10.9.9号  
令和2年(2020年)2月28日

各市町教育委員会教育長様

山口県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び  
特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）

のことについて、別添写しのとおり、文部科学事務次官から通知がありました。  
つきましては、本年3月2日（月）から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に基づく臨時休業を行うようお願いします。

なお、臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません。その際、卒業式などを実施する場合には、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとっていただくようお願いします。

おって、県立学校については、国の通知を受け、3月2日（月）から臨時休業としますので、参考までに申し添えます。

教育政策課  
教職員課  
義務教育課  
学校安全・体育課



元文科初第1585号  
令和2年2月28日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各 都 道 府 県 知 事  
附属学校を置く各國公立大学法人の長  
各文部科学大臣所轄学校法人理事長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の長  
厚 生 労 働 事 務 次 官

殿

文部科学事務次官

藤 原 誠

(印影印刷)

### 新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組んでいるところです。文部科学省としても、同日、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日事務連絡）において、学校の臨時休業の措置に関する方針等についてお知らせしたところです。

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まるによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このことを受け、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び

中等教育学校の前期課程を含む。), 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。), 特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者におかれては, 本年3月2日(月)から春季休業の開始日までの間, 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条(同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。)に基づく臨時休業を行うようお願いします。

なお, 臨時休業の期間や形態については, 地域や学校の実情を踏まえ, 各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません。その際, 卒業式などを実施する場合には, 感染防止のための措置を講じたり, 必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとっていただくようお願いいたします。

臨時休業を行う場合における配慮として, 下記の点に留意してください。

(健康管理に関すること)

- 1 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ, 人の集まる場所等への外出を避け, 基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
- 2 自宅においても, 咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

(教育課程に関すること)

- 3 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって, 学習に著しい遅れが生じることのないよう, 可能な限り, 家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。
- 4 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たって, 弹力的に対処し, その進級, 進学等に不利益が生じないよう配慮すること。なお, このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は, そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

(公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること)

- 5 「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日事務連絡)で示したとおり, 文部科学省としては, 公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に必要な支援を各自治体の要望を踏まえ行うこととしており, 必要に応じて相談いただきたいこと。

(公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること)

6 公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなるが、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようすることなど、各地方公共団体の条例等にのっとり教職員の服務について適切な取扱いを行うこと。なお、教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

(障害のある幼児児童生徒に関すること)

7 特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒（以下「幼児児童生徒」という。）には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、各教育委員会等においては福祉部局や福祉事業所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと。

やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置をとれない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まるこのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。

また、特別支援学校の寄宿舎については、基本的には学校に準じて休業するものと考えられるが、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

(高等学校等の入学者選抜に関すること)

8 今後予定されている高等学校等の入学者選抜については、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウィルス感染症への対応について（第2報）」（令和2年2月19日事務連絡）を踏まえ、都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で実施していただきたいこと。また、新型コロナウィルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただきたいこと。

なお、同本部において、臨時休業期間中の児童生徒等の監督者の確保等の保護者の負担等が生じないよう、政府として責任を持って対応する旨の方針が示されたことを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれましては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれましては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれましてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれましてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれましては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれましては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○教育課程に関すること

初等中等教育局 教育課程課（内2367）

○公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること

初等中等教育局 財務課（内2038）

○公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

初等中等教育局 財務課（内2588）

○障害のある児童生徒に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課（内3195）

○高等学校等の入学者選抜に関すること

初等中等教育局 児童生徒課（内3291）

○私立学校に関すること

高等教育局 私学部 私学行政課（内2532）

○国立大学附属学校に関すること

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○公立大学附属学校に関すること

高等教育局 大学振興課（内3370）

○専修学校に関すること

総合教育政策局 生涯学習推進課（内2939）

## 児童クラブについて

クラブ名	実施場所	クラス数	児童数	必要な人数
本山児童クラブ	本山児童館	1	46	3
赤崎児童クラブ	赤崎児童館	2	66	4
須恵児童クラブ	須恵児童館	2	99	6
	須恵小学校空き教室	1		
小野田児童クラブ	小野田児童館	1	53	2
高泊児童クラブ	高泊児童館	2	71	4
高千帆児童クラブ	高千帆児童館	2	129	6
	高千帆小学校特別教室	1		
有帆児童クラブ	有帆児童館	1	35	2
厚狭児童クラブ	厚狭小学校敷地内	2	89	6
出合児童クラブ	出合小学校空き教室	1	49	2
厚陽児童クラブ	厚陽小学校空き教室	1	23	2
埴生児童クラブ	埴生小学校空き教室	1	39	3
津布田児童クラブ	津布田小学校空き教室	1	14	2

19 713 42

- 保育の内容などの詳細については、出勤時に各児童クラブから説明があります。
- 児童は、長期休暇利用者(R2.2.28時点)です。実際の利用者は、今後、増減する可能性があります。

### ■対応必要日時

3月2日(月)～25日(水) 8:00～14:30 ※土曜日は除く

山子第4134号

令和2年(2020年)2月28日

児童クラブ入所児童の保護者の皆様へ

山陽小野田市福祉部子育て支援課長  
(公印省略)

児童クラブ登録児童の3月の利用について(お知らせ)

新型コロナウイルス拡大防止に関する政府方針により学校の休校が決定しましたが、児童クラブについては閉所せず、入所児童については次のとおり利用できることとします。ただし、感染防止のため、可能な限り自宅で待機していただき、児童クラブの利用は最小限の日数・時間としていただきますよう御協力をお願いします。

《利用に関する注意点》

- ・年間利用の利用申込みをされている児童については、3月2日(月)は下校後、児童クラブを御利用いただけます。3日(火)以降は、長期休業(春休み等)と同様に保育を行います。
- ・長期休業のみ(春休み)の利用申込みをされている児童については、3月26日(木)から御利用となっていますが、年間利用(3月2日～31日)に変更を希望される場合は、3月2日(月)までに各児童クラブに御連絡ください。なお、その場合は3月の利用料金は3,000円となります。後日、市から変更通知をお送りしますので御確認ください。なお、減免等の対象の方については、減免を適用します。

なお、今年度の新規の児童クラブ入所については、受入態勢が整うまでの当面の間、受付を中止させていただきます。御迷惑をおかけいたしますが、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、来年度の入所につきましては、現時点では通常どおり行う予定としていますが、今後の状況により変更となる場合がありますので、その場合はお知らせします。

御不明な点がございましたら、各児童クラブ又は市役所子育て支援課(TEL:0836-82-1207)にお問い合わせください。